

昭和二十四年十一月八日
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆甲第六九号

昭和二十四年十一月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出刑務所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出刑務所設置に関する質問に対する答弁書

一 戦災によつて施設の約三分の一を失つたので、その復旧に迫られたことと、更に終戦後の犯罪者は終戦前に倍加し、現に本年九月末日現在で九万八千四十一名の收容者なるに對し、現在施設の收容能力は五万八千二百五十一名であるので、新設する必要がある。

二 刑務所の本年度設置計画は、舎房定員にて約一万二千名の收容施設の増設を図り、現在ではその三割位が竣工している。年度内には概ね工事完了の見込である。

三 土地は強制収用はしていない。専ら契約によつて行つて来ていて、代価は權威ある機関の査定を待つて公正に決定している。

四 刑務所の設置に當り、耕作者その他に反對の聲があることは充分に承知している。

刑務所という施設の性質上、若干の反對のあることはしばしばある例であるが、そのために設置計画を放棄する訳に行かない。町全体の立場より見て当局者が支持してくれるような場合には、一部の反對

は押し切つて建設することと致したい。須坂町にても町当局者は刑務所設置を支持しておるから、反対者には一応の理由もあろうし、気の毒と思うが、できるだけ事情を説明し、了解を得ることに努めて実行したいと思う。

五 関係各庁と折衝し、刑務所の敷地に転用し得るよう法律手続を完了した後利用することとした
い。

右答弁する。